

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金のご案内

班回覧

受給には手続きが必要です

## 住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（非課税世帯等給付金）  
（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

### 給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日以降の毎月15日若しくは月末を予定

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月～12月の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から  
確認書が届きます（要返送）  
※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある  
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

#### 申請が必要です

申請期間：令和4年11月21日（月）  
～令和5年1月31日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に  
申請してください。

【申請書配布先】陸別町役場総務課企画財政室

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

### 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、陸別町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、役場総務課企画財政室に**返信してください**。

#### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



### 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場総務課企画財政室の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、役場総務課企画財政室にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（陸別町の場合）単身の場合：93万円以下、扶養者1名の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター



**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

陸別町役場  
総務課 企画財政室

**0156-27-2141**

受付時間 平日8:45~17:30  
（12月29日~1月3日を除く）

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金のご案内

班回覧

受給には手続きが必要です

## その他世帯の皆さまへ

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（その他世帯給付金）  
（1世帯あたり2万円）は、住民税均等割非課税世帯以外の世帯の方を支援するための給付金です。
- 給付金を受給するためには、確認書の提出（郵送可）が必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり2万円

## 給付金の支給時期

確認書を受理した日以降の毎月15日  
若しくは月末を予定

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれにもあてはまる世帯）

**「住民税非課税世帯」  
以外**の世帯

※他の親族等の扶養を受けている世帯も含む

令和4年9月30日（基準日）に  
陸別町に住民票がある世帯

※申請時において住民登録がある世帯に限る

- 対象となる世帯には、陸別町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、役場総務課企画財政室に返信してください。  
【確認事項】  
①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- 提出期間：令和4年11月21日（月）～令和5年1月31日（火）まで

## お問い合わせ

陸別町役場 総務課 企画財政室

0156-27-2141 受付時間 平日8:45～17:30（12月29日～1月3日を除く）